令和9年度幕別町立学童保育所の入所申込みのご案内

1　町内の学童保育所一覧

学童保育所名	所在地	電話番号
はぐるま学童保育所	新町139番地3（幕別南コミセン併設）	0155-54-2028
あすなろ学童保育所	札内青葉町185番地12（白人小北側）	0155-56-6650
つくし学童保育所	札内文京町28番地8（札内南コミセン併設）	0155-56-3917
やまびこ学童保育所	札内桜町132番地1（札内北コミセン併設）	0155-25-5223
ちゅうるい学童保育所	忠類白銀町384番地10（ふれあいセンター福寿内）	01558-8-2910

2　対象児童について

幕別町に住民登録がある児童のうち、家庭において保護者の保育を受けられないことを常態とする小学校又は義務教育学校の第１学年から第６学年までの児童が対象です。

※農村部の小学校（糠内小学校、明倫小学校）に在籍している保育を必要とするお子さんも、町内の学童保育所をご利用いただけます。

※申込時点で幕別町に住民登録がない場合でも、入所日までに幕別町に転入予定であれば申込みができます。

※町外に居住し、町内の小学校又は義務教育学校に通学している児童については、事前にご相談ください。

※保護者の「保育を必要とする理由」については、別紙１をご確認ください。

3　開所期間、開所時間および休所日について

開所期間		令和９年４月１日（木）から令和10年３月30日（木）まで
開所時間	学校登校日	学校終了後から午後５時00分まで ※保育時間延長の許可を受けている児童は最大で午後６時30分まで
	土曜日	午前８時30分から午後５時00分まで ※保育時間の延長はなし
	夏・冬・春休み 学校振替休業日	午前８時00分から午後５時00分まで ※保育時間延長の許可を受けている児童は最大で午後６時30分まで
休日		日曜日、祝日、12月29日～翌年１月３日および３月31日 その他特別な理由により休所となる場合は事前にお知らせします。

※土曜日は学童保育所を一般開放しています（通常の学童保育とは異なります）。

※開所時間等は、変更となる場合があります。

4　提出書類

①「学童保育所入所申込書」

②保護者の「保育を必要とする理由」を証明するための書類

③預金口座振替申込書

※これまでに口座振替手続きを行っていない場合のみ提出してください。

④「学童保育所保育時間延長申請書」（延長保育を希望する場合のみ）

※「別紙２　幕別町立学童保育所保育時間延長申請について」を確認ください。

5 入所申込書受付期間・提出先

【受付期間】 令和８年 11 月２日（月）～令和８年 11 月 20 日（金）

【お問い合わせ･ご相談窓口】 こども課保育係　電話：0155-54-6621
※所管：はぐるま・あすなろ・つくし・やまびこ学童保育所
保健福祉課福祉係（ふれあいセンター福寿内）　電話：01558-8-2910
※所管：ちゅうるい学童保育所

【提出先】 **新入児童** 入所を希望する学童保育所、こども課、札内支所、保健福祉課
※可能な限り入所を希望する学童保育所へご提出くださいますようお願いします。
継続児童 令和８年度に入所している学童保育所

※郵送の場合は、受付期間最終日の消印まで有効です。
※各施設の開所時間内に提出してください。
※書類の不足や不備がある場合は受理できませんのでご注意ください

入所希望日	申込受付期間	入所決定等の通知
令和９年４月１日～ 令和９年５月 31 日	令和８年 11 月２日～11 月 20 日	令和９年１月上旬
	・受付期間内に提出された申込みを優先して利用調整を行います。 ・受付期間修了後も申込みは可能ですが、受入れ可能な施設・学年について、引き続き募集を行います。	
令和９年６月１日～ 令和 10 年３月 30 日	令和９年４月１日～入所希望日の２週間前	随時
	・入所希望日の２か月前から１か月前までを申込みの目安とし、遅くとも２週間前までに必要書類を提出してください。 ・入所希望日の約１か月半前から 2 週間前の受入状況等に基づき、随時利用調整を行います。 ・原則として、申込みから２週間以内の入所には対応できません。	
夏休み期間中の利用 （7～8月）	令和９年７月９日（金）	随時
冬休み期間中の利用 （12～1 月）	令和９年 12 月 10 日（金）	随時

※夏休み・冬休みの両方を利用する場合は、それぞれの期間ごとに申込みが必要となります。

6　入所決定通知について

令和9年4月から５月までの入所については、令和９年１月上旬を目途に、保護者へ文書でお知らせする予定です。

7　入所前の面接について

令和9年度から新たに入所する児童及び前年度と異なる学童保育所を利用する児童については、入所前に面接を実施します。面接日程等については、別途ご案内します。

8　保育料について

児童１人につき月額4,500円となります。

※月の途中に入退所した場合の当該月の保育料は、その在籍日数に応じ日割りにより算定した額となります。

保育料の納付方法について

保育料は、学童保育所を運営するための大切な財源であり、保護者の皆さまには、所得等に応じた減免制度を設けたうえでご負担をお願いしております。公平で適正な保育行政を維持するためにも、納期限内の納付にご理解とご協力をお願いします。

現在、納付書による納付では、納付忘れや納付書の紛失による再発行、二重納付などが少なくありません。

このため、学童保育料の納付については、原則として口座振替による納付をお願いしています。口座振替は、納付忘れを防ぎ、保護者の皆さまの納付手続きの負担を軽減することにもつながります。さらに、口座振替の利用は、納付書の印刷や郵送を減らすことによる紙資源の節約や CO_2 排出量の削減など、環境負荷の軽減にも寄与します。

なお、納付書による納付を希望される場合は、口座振替の登録手続きを行ったうえで、こども課へお申し出ください。納付状況及び請求額を確認のうえ、納付書を発行します。

また、納付が難しい事情がある場合は、お早めにこども課へご相談ください。

9　入所申込み前にご相談が必要な場合について

①学童保育料に３か月以上の未納がある場合（過年度分を含む）

学童保育料の未納がある場合は、入所申込み前の納付をお願いします。納付が難しい事情がある場合は、事前にこども課へご相談ください。未納の状況や今後の納付方法について、個別に確認します。

申込み受付後、11 月末時点の納付状況を確認します。３か月以上の未納があり、11 月末までに納付に関する相談がない場合は、12 月下旬までにこども課から連絡し、納付状況や今後の納付予定について確認します。必要に応じて、面談やご自宅への訪問による確認を行う場合もあります。

なお、紛失により納付書が必要な場合は送付しますので、お申し出ください。

②お子さんの発達や集団生活に不安がある場合、又は個別の配慮・支援が必要な場合

学童保育所では、国の配置基準に基づく集団保育（概ね児童 40 名に対し、学童支援員等 2 名の配置）を行っており、お子さんの状況や必要な支援の内容を確認するため、原則として申込み前にこども課又は保健福祉課にご相談ください。相談内容を踏まえ、お子さん本人や他のお子さんの安全に配慮するため、学童保育所と町において受入体制について協議します。

なお、お子さんの状況や必要な支援の内容、施設の受入体制等を総合的に判断し、安全な集団保育を行うことが難しい場合は、希望する施設での受入れができないことがありますので、あらかじめご了承ください。

学童保育所に関するよくあるお問い合わせ

１．現在、幕別町外に居住していますが、入所を申し込むことはできますか？

入所日までに幕別町内に転入予定の場合は、町内に居住している方と同様に申込みできます。

なお、町内の小学校・義務教育学校に通学するものの、諸事情により町外より通われる方については、事前にご相談ください。

２．勤務雇用期間等証明書は、会社に記入依頼するのですか？会社の押印は必要ですか？

勤務雇用期間等証明書は、勤務先が従業員の就労状況を証明するものです。勤務先のご担当者様に作成を依頼して下さい。会社の押印は不要ですが、勤務先によっては発行までに時間がかかる場合がありますので、余裕をもって依頼してください。

なお、自営業者の方は、ご自身で証明書を作成して下さい。必要に応じて、就労状況を客観的に確認できる資料の提出をお願いする場合があります。

３．勤務雇用期間等証明書は、きょうだい入所の場合、それぞれに添付する必要がありますか？

きょうだいで同時に入所を申し込む場合は、勤務雇用期間等証明書など、保育を必要とする理由を証明する書類は、原本１部を上のお子さんの申込書に添付してください。

４．年度内に退所した後に再度入所する場合、申込書の提出は必要ですか？

再入所する場合は、改めて入所申込書の提出が必要です。

ただし、勤務先や勤務時間等に変更がない場合は勤務雇用期間等証明書の再提出は不要です。

５．月の途中で退所することになりました。保育料は日割りしてもらえますか？

退所届を受理した日以降を基準として、退所日までの日割り計算を行います。

月額 × 在籍日数（25 日を超えるときは 25 日） ÷ 25 日　※10 円未満の端数は切り捨てます。

※長期休み利用以外は、極力月単位のご利用をお願いします。

６．実際に学童を利用するのは月に数日だけですが、保育料は利用日数分だけになりますか？

保育料は、実際の利用日数ではなく、申請された利用期間に応じて発生します。

（別紙１）

保護者の「保育を必要とする理由」の証明について

学童保育所を利用する場合は、保護者が就労等により、家庭で児童を保育することが難しい状況にあることを確認するため、「保育を必要とする理由」を証明する書類の提出が必要です。

町では、提出された書類をもとに、保育の必要性を審査し、利用調整を行います。

記

保育を必要とする理由	提出書類
（１）就労 ※保護者全員が**月48時間以上**、日常の家事以外の仕事をしている場合は、それぞれの勤務先の証明書が必要となります。	**○勤務雇用期間等証明書** ※勤務雇用期間等証明書は必ず勤務先等に提出し、証明を受けてください。なお、必要に応じて勤務先に就労実態等について確認をさせていただく場合があります。 ※勤務雇用期間等証明書の雇用期間は、**令和 ９ 年度の就労に対して証明**していただきます。
（２）妊娠・出産 ※認定期日は、出産日を含む月から３か月後の末日まで。	**○母子健康手帳の写し（表紙等、保護者氏名の記載があるもの）** **○療養等申告書（別紙様式）**
（３）疾病・障がい	**○医師の診断書（疾病）、身体障害者手帳の写し（障がい）** ※家庭での保育が困難であるという文言が明記されているもの。 **○療養等申告書（別紙様式）**
（４）介護・看護	**○医師の診断書（介護・看護の必要がある方のもの）** ※家庭での保育が困難であるという文言が明記されているもの。 **○療養等申告書（別紙様式）**
（５）求職活動 ※認定期間は、入所後１か月後の末日まで。	**○ハローワークカードの写し** **○療養等申告書（別紙様式）** ※遅くとも令和 ９ 年４月末日までに就労先での勤務雇用期間等証明書を提出してください。提出がない場合（就労先が決定していない場合）は退所となります。
（６）就学	**○在学証明書** **○時間割等、週または月の就学時間がわかる書類**

※入所申込書提出後、勤務先や勤務時間、世帯状況等が変更になった場合は、すみやかに新たな「保育を必要とする理由」の証明書を提出してください。

（別紙２）

幕別町立学童保育所保育時間延長申請について

勤務終了時間が午後５時00分を過ぎる保護者の方で、引き続き保育を希望される場合は、最大で午後６時30分まで保育時間を延長します。

次の「保育時間の延長の条件」を遵守できる家庭におかれましては、「幕別町立学童保育所保育時間延長申請書」に必要事項を記入のうえ提出願います。

申請書受取後、審査のうえ保育時間の延長の可否について１月上旬頃に文書にて各家庭へ通知いたします。

記

１　保育時間の延長の条件

児童の安全確保のため、保護者は必ず午後6時30分までにお迎えをお願いします。

２　延長となった場合の保育時間

・**学校登校日**：学校終了後から最大で午後６時30分まで
（延長保育なしの場合：学校終了後から午後５時00分まで）

・**春・夏・冬休み、学校振替休業日など**：午前８時00分から最大で午後６時30分まで
（延長保育なしの場合：午前８時00分～午後５時00分まで）

３　保育時間が延長できる日

学童保育所開所日（月曜日～金曜日）のうち保護者の勤務終了時間が午後５時00分を過ぎる日

４　申請に必要な書類

・**学童保育所保育時間延長申請書**
・**勤務雇用期間等申請書(保護者全員分)**

※勤務雇用期間等申請書は、必ず勤務先の証明を受けてください。必要に応じて、勤務先に就労実績等を確認する場合があります。

※入所申込みの際に提出済みで、証明内容に変更がない場合は、再提出は不要です。

５　提出先

各学童保育所、こども課保育係、札内支所、保健福祉課福祉係まで提出してください。

６　延長保育料

延長保育料は、無料となります。

７　問い合わせ先

こども課保育係　電話：0155-54-6621
保健福祉課福祉係（ふれあいセンター福寿内）電話：01558-8-2910

様式第１号（第２条関係）

学童保育所入所申込書

記入例

2026 年 11 月 10 日

※年は西暦で記入してください

※幕別町に転入予定の方は、転入前の住所と転入後の住所の両方を記入してください。また、併せて転入予定日も記入してください。

保護者（世帯主）	住　所	〒089-〇〇〇〇 幕別町 〇〇町〇〇番地		
	ふりがな	まくべつ　たろう	電話番号	自　宅 0155-00-0000
	氏　名	**幕別　太郎**		父携帯 090-0000-0000 母携帯 080-0000-0000

※新年度の学年を記入ください。

学童保育所への入所について、次により申込みいたします。

	入所児童氏名	生年月日	学校名及び学
1	まくべつ　ひかり **幕別　光**	2017 年 1 月 24 日	5 年生
	入所を希望する期間	2027 年 4 月 1 日 ～ 2028 年 3 月 30 日	
		年　月　日	年生
	入所を希望する期間	年　月　日 ～	年　月　日
3		年　月　日	年生
	入所を希望する期間	年　月　日 ～	年　月　日
入所を希望する学童保育所		△△　学童保育所	
保育が必要な理由		両親ともに就労しており、家庭で保育が困難なため	

申込が2人以上の場合にご記入ください。

入所児童の家庭の状況

	氏　名	続柄	生年月日	勤務先・学校等及び電話番号
入所児童の世帯員	**幕別　太郎**	**父**	1986 年 8 月 20 日	勤務先等 ㈱〇〇〇〇 TEL 0155-00-0000
	幕別　桃子	**母**	1988 年 3 月 7 日	勤務先等 △△△△㈱ TEL 0155-00-0000
	幕別　桜	**妹**	2015 年 5 月 10 日	勤務先等 〇〇保育所 TEL
			月　日	勤務先等 TEL
			月　日	勤務先等 TEL

単身赴任等により、同じ住所に住んでいない家族がいる場合には、必ずその方の分もご記入ください。

様式第５号（第４条関係）

記入例

勤 務 雇 用 期 間 等 証 明 書

住　　所	幕別町**〇〇町〇〇番地**	氏　　名	**幕別　桃子**
雇用期間等	採用（予定）年月日 2027年　4月　1 日	雇用する期間	自　2027年　4月　1日 至　2028年　3月　31日
就労形態	正職員　　臨時職員　　自営業　　パート　　（〇で囲む）		
勤務時間	固定の方　午前　午後　9 時　00分から午前　午後　5 時　00分まで 変則の方 午前　午後　　時　分から午前　午後　　時　分まで（　　曜日） 午前　午後　　時　分から午前　午後　　時　分まで（　　曜日） 午前　午後　　時　分から午前　午後　　時　分まで（　　曜日） 午前　午後　　時　分から午前　午後　　時　分まで（　　曜日） 午前　午後　　時　分から午前　午後　　時　分まで（　　曜日） その他 （　　）		
勤務日数	１週間平均（　　5　　日）		
合計勤務時間	月間・週間　　160　　時間		
勤務内容	会社の受付事務		

上記のとおり　1　勤務している　　ことを証明します。
　　2　勤務する見込みである

2026 年 11 月　1日

事業主　所 在 地　　幕別町〇〇〇〇〇
　　事業所名　　△△△△(株)
　　代表者名　　三角　次郎　　押印不要
　　電　　話　　0155-〇〇-△△〇〇

様式第４号（第４条関係）

学童保育所保育時間延長申請書

記入例

2026年 11 月 10 日

※年は西暦で記入してください

幕別町長　　様

保護者　住　所　幕別町 〇町〇〇番地
氏　名　幕別　太郎
連絡先　090-0000-0000

学童保育所保育時間延長について、次により申請いたします。

※新年度の学年を記入ください。

入所児童（ふりがな） 氏　名	まくべつ　ひかり 幕別　光	生年月日 2017 年 1月 24日	学校名及び学年 5 年 生
入所児童（ふりがな） 氏　名	生年月日	生年月日 年 月 日	学校名及び学年 年 生
入所児童（ふりがな） 氏　名		生年月日 年 月 日	学校名及び学年 年 生

申込が2人以上の場合にご記入ください。

入所学童保育所名	△△　学童保育所
保育延長を希望する日時 （最大延長午後６時30分まで）	2027年 4 月 1 日から 2028年 3 月 30 日まで （月曜日） 午後５時00分から午後 6時 00分まで希望 火曜日 〃 ５時00分から 〃 時 分まで希望 （水曜日） 〃 ５時00分から 〃 6時 00分まで希望 （木曜日） 〃 ５時00分から 〃 6時 00分まで希望 （金曜日） 〃 ５時00分から 〃 6時 00分まで希望
延長が必要な理由	火曜日は休みですが、月・水・木・金曜日は、勤務時間が午後5時半までとなっており、通勤に時間がかかるため　等
退所時の迎え	（父親）・（母親）・その他（　　）

必要とする曜日と時間をご記入下さい。